

原告団ニュース

2022年1月31日 第4号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

第2回口頭弁論期日のご報告

「調査囑託」採否は、

2月以降に先送り！

2022年1月12日（水）14時から、仙台地方裁判所において第2回口頭弁論期日が開催されました。この期日でも多くの支援者などの傍聴者にお越しいただき、傍聴券は抽選になるほどでした。また、傍聴席の前方には多くの記者達が並び、テレビ撮影もある等、多くの関心を得ていることが再認識されました。

1 期日の内容は以下のとおりです。

(1) 原告準備書面の確認

・第4準備書面

(令和3年11月25日付)
(内容) 仙台市の青葉体育館と宮城県大崎合同庁舎に設営予定の受付ステーションで受付する予定の車両の台数、受付を終えた車両が駐車場を出て次の車両が出るまでの平均時間等、受付ステーションの機能を判断するうえで必要な資料を右巻市が所持していない。

・第5準備書面

(令和3年12月10日付)
(内容) 上岡直見氏の意見書(甲B27の上)に基づき被告の第2準備書面及び被告答弁書の主な主張についての反論。令和3年4月8日の第204回国会原子力問題調査特別委員会において、水戸地裁判決について



て質問された更田原子力規制委員長が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えらるというのが、防災に対する備えとしての基本」これが一緒にたくなってしまおうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまったという危険もある」と証言。

女川原発差止訴訟弁護団 弁護士 松浦健太郎

・第6準備書面

(令和3年12月10日付)
(内容) 検査場所・受付ステーションの機能を判断するうえで必要な資料を内閣府が所持していない。

・調査囑託の採否についての意見書

(令和3年12月10日付)
(内容) 被告の調査囑託申立てに対する意見書(令和3年11月30日付)に対する反論。

・第7準備書面

(令和3年12月24日付)
(内容) 避難計画の各種判例についての被告主張に対する反論。避難計画の不備が原発差止訴訟において独立した差止事由となること。

・調査囑託申立書の訂正書

(令和3年12月14日付)
(内容) 被告が求釈明に応じないので、原告らの令和3年11月1日付調査囑託申立書のうち、宮城県に対する申立書の2項を別紙のとおりに訂正。

(2) 証拠

上岡直見意見書、開示された情報公開資料等を提出

(3) 今後の進行

今後はひとまず調査囑託をどうするかが争点となります。次回進行協議期日まで、裁判所は、
①採用、
②却下、
③追加主張を定める、
かのいずれかを決めたいとし、次回進行協議期日(2月21日)の前に裁判所から連絡が来ます。

3 第2回口頭弁論期日でも多くの支援者のみなさまに傍聴いただき、また報告集会でも多くののご参加、ご発言をいただきました。それにより、マスコミでも大きく報道され、社会的注目度はさらに高くなってまいります。引き続き、本訴訟を石巻市民、宮城県民を中心に多くの方に興味を持っていただき、避難計画の実効性や女川原発再稼働について考えてもらえればと思います。

いす美 (すま) だだ日 (だ) さい野 (さい) 集って局長 (あつめて) ！とせ務 (いとせ) ますさ事 (ます) さ間い団 (ま) ののお告 (の) 告 (ご) 全 (ぜん) 裁 (さい) 判 (ばん) 支 (し) 援 (えん) カ (か) ン (ン) パ (パ) の (の) お (お) 願 (願) い (い)

【郵便振替口座】02250-6-118564
【連絡先】090-7932-4291
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」と記入してください！

わたしが原告になった訳
(原告団副団長 佐藤清吾)

99%が万全でも1%に不備があれば事故になる！

「危険なもの」でなければここに来るはずが無い！私に女川原発再稼働差止めの訴訟原告団に加わったのは、若いころから原発行政が欺瞞に充ちた国策だとの思いからだ！日本がこの巨大なエネルギーを生む原子炉を建設する段階で都市部を避け、辺鄙な片田舎に集中させている事が何を意味するのか？を考えた時に何のことはない、「危険なもの」でなければここに来るはずが無い！との確信があつての事からだ。

経済発展が続く都市部に地方産業の担い手がとられ、地方の衰退する間隙を縫って原発が入り込み、地方の為政者は実績作りで活用してきた。国、電事連、御用学者が国民に絶対に知られたくないのが、原発で燃やした後の使用済み核燃料の処分がどこも引受ける処が無く、何万年も保管しなければならぬという恐ろしい猛毒だということだ。事故が起されれば地域が壊滅する、それを知るなら原発でしかない。

宮城県知事や議会、石巻市や女川町の長、議会

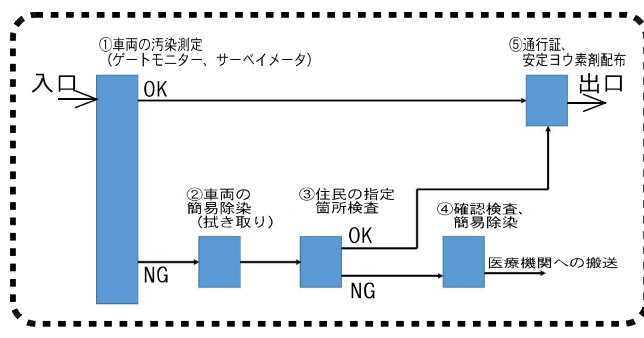
が女川原発のプルサーマル発電を承認したころ、私は石巻市の総合計画審議委員だった。審議会では原発問題が大きな議題となり推進派と慎重派の学者を呼び委員会が県や市の判断が「適法か否か」の判断をするが肯定派が圧倒的に多く、反対派は少数だった。そこで私は市長に対し「今更私が反対してもプルサーマル認可の取り消しにはならないならせめて有事の避難計画の見直しはしてくれ！」の申し入れをした。市長は「専門的な問題で即答は出来ない、次回にお応えする」と。その答えが出たのが2010年12月の御用納めの直前で、会議の冒頭「先月の会議での佐藤さんの要請にお応えします。」で市長が答えたのが「日本の原発は絶対に事故にならない安全だから避難計画の見直しは必要がない！」だった。その発言から2カ月半後に東日本大震災が起きたのである。

「安全対策は99%が万全でも1%の不備があれば事故になる！」ましてや人間は絶対に事故を起こすものだ！

石巻の人口約14万人、県内304カ所に避難・・・本当に大丈夫？

今年度の原子力総合防災訓練が2月に女川原発の想定して開催されるのを受けて、その事前演習が涌谷町と美里町で行われました。

午前中に避難地域検査場所指定されている涌谷スタジアム周辺の駐車場などを使つての演習。演習の目的は、ゲートモニター設置（当日は立ち上げ、避難車両の被ばく量検査や拭き取り、



1/17 原子力防災訓練事前演習を見学して
(涌谷スタジアム・南郷スイミングセンター)
入口、出口が狭く、交通渋滞は必須！

基準値超えの車両や避難者の対処、安定ヨウ素剤と通行証の配布など、一連の手順の確認と要因の技能習熟だそうです。

東北電力は、事故時に退城時検査場所に600名の社員を動員すると答弁書で明らかにしています。一連のチェック場所には電力社員が配置され、その演習のようでした。

「避難する事態を発生させる当事者」が被ばく検査をして確認するということはお粗末な体制なのではないでしょうか。それに「加害者」に業務を丸投げする宮城県も全く無責任です。

緊急事態（事故）時には、スタジアム内を使うのが一つしかなく、車一台が通れる幅で、スタジアム内に車両を検査する「ゲートモニター」をいくつ設置するのかわかりませんが、スタジアムは入口だけ見ても渋滞は必須であり、50m程で国道への渋滞は避けられない

いのは明らかです。県職員に尋ねると「段階的避難なので、渋滞は起きない」と自信なく答えていました。被ばく検査をする電力社員は、防寒服に手袋と帽子だけで、被ばく対策無しでした。

午後からは、美里町の南郷スイミングセンターで避難所受付ステーションの訓練の演習。ドライバーから「行政区、氏名」を聞き出し、避難場所の伝達をしていました。受付スターションは、最終的に避難元の自治体職員が担当するが、その職員がたどり着くまで避難先自治体職員が対応することになっており、県内の避難先町村から集められた職員も体験演習をさせられています。

午前中の演習も含めて非常にスムーズに事が運んでいましたが、緊急時の対応は、そうはいかないだろうし、ここまです避難者がたどり着けるのにも疑問に思いました。実績作りの演習でしかないように、このような無駄なことをしているより、再稼働を止めることが国民の命と暮らしを守ることではないのかと感じてきたところです。

(日野正美)